

## 回 答 書

業務委託名称:令和4年度桑名市若年性認知症支援推進事業業務委託  
 質問書の提出日:令和4年4月 21 日

	資料名及び ページ数	質問内容	回答
1	募集要項 1頁 (2) 業務内容 ② 業務内容 (ア) 相談支援・通いの場 C) 頻度等	通いの場の提供とは ① どのような通いの場を想定しているか ② 通いの場の利用料金設定についての考え方 ・利用料金は事業所で決めてよいか ＊若年性認知症の方であり専門的な知識を有する職員配置 また、行動・心理状況(BPSD)によっては人員の配置が必要であります。(低賃金での利用は事業所負担が大きいと考えます。) ③ 介護保険を申請し介護度が出た場合は 通いの場は利用できないのか (認知症の方にとっての慣れ親しんだ、人・環境(場所)の変化は進行の原因になります。できるだけ社会参加・活動の場として継続利用できる通いの場を考えております。また、認知症の進行により多職種連携にて丁寧に引継ぎを行い、互いに慣れた人・環境にゆっくり変更して行くことが重要と考えます。) ④ 介護認定を受けられている方で、他の介護保険サービスを利用されている時間に社会参加として参加しても良いか。 (同じ年代の方々との社会交流の場や活動の場は重要と考えます。)	① 本事業における通いの場は、募集要項1.(2)②(ア)Aに記載する若年性認知症等の本人・家族等に対し、本人の安心できる居場所や家族の交流の場の提供を想定していますが、委託事業者による効果的な提案を期待します。 ② 本事業において、利用料金を徴収するのであれば、提案内容や経費の見積において金額等を明示してください。明示された利用料金等も踏まえ審査を行います。 ③ 本事業の利用については、要介護状態区分・要支援状態区分の該当の有無は問わず、募集要項1.(2)②(ア)Aに記載する対象者に該当するかで利用の可否を判断することを想定しています。 ④ 個別の状況によって、可否の判断が異なると想定されるため、一概に可否を示すことは困難です。関係法令や国の通知等を踏まえた上で具体的に想定するケース等を示してご提案ください。本質問のケースに限らず、受託候補者となった事業者の提案内容に課題があると認められる場合は業務に係る仕様を確定させる過程で協議を行い、対応を決定することを想定しています。

2	<p>募集要項 1頁  (2) 業務内容  ② 業務内容  (ア) 相談支援・通いの場  E) 人員体制</p>	<p>通いの日に2名以上とありますが、相談日・事前予約等がない場合は、相談員を通いの日に従事させて良いか。  *必要に応じては相談員以外を2名以上は確保するよう努めます</p>	<p>差し支えありません。  ただし、事前予約がなく、急遽、相談の希望があった場合でも、支障なく応じられるような体制としてください。</p>
3	<p>募集要項 3頁  4. 提出書類  (1) 公募型プロポーザルの参加申込に係る提出書類</p>	<p>④収支計画書とは  法人全体の収支計画書 でのよいのでしょうか</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
4	<p>募集要項 6頁  7. 審査方法等  (1) 審査方法  ③ 審査における採点及び委託予定者の選定について  (イ) 合格基準点について</p>	<p>B)(様式第4号) 委託業務に係る経費見積書  月額110,000円を超えた額でないこと＝超えた額を書かない ということですか  *記載事項としては、  人件費・研修費(交通費含む)・講師謝礼(交通費含む)・光熱費 など  *月額110,000円内での頻度での開催・計画での経費見積という考え方でしょうか</p>	<p>(様式第4号) 委託業務にかかる経費見積書については、提案者が本業務委託を受託するに当たり、市に対して支払いを求める金額を月額で記載してください。  経費の内訳については、どのように見積を出したかの積算根拠を記入していただくことになります。  開催頻度については、相談窓口の開設にあつては、週3日かつ1日当たり3時間以上、通いの場の提供にあつては、週1日かつ1日当たり2時間以上であれば、上限は特にありません。</p>